

課 題 レポ ー ト
氏 名 ( )
「博物館法（昭和26年法律第285号）においては、博物館とは『歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関』と定義されています。
昨今の国内外の社会情勢と組織経営という視点から、これからの博物館のあるべき姿について、あなたの意見を述べてください。」
( 1,000 文字以内 )







